

君津中央病院企業団運営委員会公募委員選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「君津中央病院企業団運営委員会」の公募委員の選考について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 選考にあたっては、この要領に定める項目によって、公正かつ公平に行う。

(審査)

第3条 審査は、応募書類審査基準に基づく書類審査とする。

なお、書類審査は氏名に替えて記号を付して非公開で行う。

(選考)

第4条 選考委員は、企業長が指名するものとする。

2 選考方法は、書類審査の結果をもって、年齢及び住所を考慮し、氏名に替えて記号を付して公開で行う。

3 選考は、応募締切日から1か月以内に終了することとする。

4 委員の公募を実施した場合において、応募がなかったときは、公募によらず委員を選任することができる。

(選考結果の通知)

第5条 選考結果は、すべての応募者に通知する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査及び選考に関する事項等については、必要に応じ別途定める。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。